預 り 書（学内用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※拾得された方は，太枠内にご記入願います。 | 整理番号 | 第　　　　　号 |
| 受理日時 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　時　　　　分 |
| 拾得日時 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　時　　　　分 |
| 拾得場所 |  |
| 拾 　得 　者住 所・氏 名 | 　住所　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　―　　　　―　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 拾　得　物　件 | 現金 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 内　　　　　訳 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | １万円札　　　枚 | ５千円札　　　枚 | ２千円札　　　枚 | 千円札　　　　枚 | 500円硬貨　　枚 |
| 100円硬貨　　枚 | 50円硬貨　　　枚 | 10円硬貨　　　枚 | ５円硬貨　　　枚 | １円硬貨　　　枚 |
| 物　　　　品 | 種類 | 特徴(形状、模様、品質等) | 数量 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 権利放棄の申告（該当するもの全てに☑を入れる） | □ 落とし主が判明したとき、遺失物の届出に要した費用がある場合に当該費用を受け取る権利を放棄します。□ 落とし主が判明したときに、お礼（報労金）を受け取る権利を放棄します。□ 落とし主が判明しなかったときに、物件を受け取る権利（所有権）を放棄します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名 |
| 氏名等告知の同意 | 落とし主へ、住所・氏名・連絡先を告知することに□　同意する　　□　同意しない　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 拾得された方へのお知らせ | ①　今回お預かりした物件は、７日以内に警察署に拾得物として提出します。その後、警察署発行の拾得物件預り書を送付しますので、それまで紛失しないよう保管しておいてください。②　提出後３か月以内に落とし主が判明しないときは、あなたがこの物件の所有権を取得しますので、引取期間（２ヶ月間）内に警察署においてお引取りください。ただし、個人情報の記録された物件については所有権を取得することができません。③　落とし主が判明したときは、遺失物法の規定により、物件価格の100分の５から100分の20までの範囲内で落とし主からお礼（報労金）を受け取ることができます。 |
| 施設の名称及び所在地施設占有者氏名 | 津市栗真町屋町１５７７国立大学法人三重大学学長　 | 取　扱　担　当　者 |
| 　　　　　　　　　　　　 |

注意事項

　取扱担当者は，太枠以外を記入し，事務室用控えを取った上で拾得者へ原本を交付。ただし，拾得者が本学の

職員又は拾得物件に関する権利をあらかじめ放棄し，若しくは失っている者である場合は，交付を要しない。